



暑中お見舞い
申し上げます

FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集 発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 吉田 聡

〒102-0093
東京都千代田区平河町1-7-22
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

10日・山の日

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月11日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31



セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金) 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている事業者を対象に、中小企業は7億2,000万円(小規模事業者等4,800万円)を限度に日本政策金融公庫が行う融資制度。新型コロナウイルス感染症を踏まえ、要件を緩和した特例措置が行われています。

再確認したい

新型コロナウイルス特法等の緊急経済対策に伴う税制措置のポイント



新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策における税制上の措置として、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（新型コロナウイルス特法）及び地方税法等の一部を改正する法律が四月三十日に成立し、同日公布・施行され各種施策が実施されています。

また、前記の法律改正とは別に、テレワーク等のための中小企業の設備投資税制や固定資産税の特例措置の拡充・延長の手当も合わせて行われています。ここで改めて、中小企業者等に関するものを中心に再確認してみます。

1 納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で多くの事業者等の収入が減少していることを踏まえ、

令和二年二月一日から三年一月三十一日までに納期限が到来するほぼすべての国税・地方税について、納期限から一年以内の期間に限り、その納税が無担保かつ延滞税なしで猶予される特例が創設されています。

特例の要件は、今年二月以降の任意の期間（一カ月以上）において、納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合にあって、納期限が同日以後に到来する国税等を一時に納付することが困難であると認められるとき、とされています。

この「相当な収入の減少」とは、前年同期比で概ね二〇%以上の減少をいいます。

今回の特例では、対象期間の損益が黒字でも、またフリーランスを含む事業所得者等も、収入減少などの要件を満たせば特例を適用できます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

法人の令和二年二月一日から四年一月三十一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、資本金一億円超一〇億円以下の法人（※）にも、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を認める特例が実施されています。

大規模法人（資本金の額が一〇億円超の法人など）の一〇〇%子会社及び一〇〇%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う飲食業者等の食材の廃棄損、施設や備品などを消費するために支出した費用などは「災害損失欠損金」に該当します。

3 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることで、消費税の課税期間

の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能とされています。

具体的には、令和二年四月三十日以後に申告期限が到来する課税期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和二年二月一日から三年一月三十一日までの期間内で、一カ月以上の任意の期間の収入が前年同期比概ね五〇%以上減少し、かつ、その課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合が要件とされています。

なお、特例の適用を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を二年間継続する必要はありません。

4 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合は、中小企業経営強化税制の適用を受けることができます。

具体的には、事業プロセスの遠隔操作、可視化、自動制御化を可能とする設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営

〈表1〉テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

経済産業省資料

類型	従来 <small>の</small> 中小企業経営強化税制		拡充
	生産性向上設備	収益力強化設備	デジタル化設備
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	①経営強化法の認定 ②遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	◆機械・装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置 ◆工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置 (160万円以上) ◆工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) ◆建物附属設備 (60万円以上) ◆ソフトウェア (70万円以上)
税制措置	即時償却又は7%税額控除 (資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%)		

※中小企業者等の要件を満たすNPOや社会福祉法人等も本税制の対象

力向上計画に基づきデジタル化設備を取得等した場合、設備の即時償却又は税額控除が受けられます(表1)。

5 償却資産等に係る固定資産税・都市計画税の軽減

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和三年度課税の一年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が二分の一又はゼロとされます(表2)。

なお、令和三年一月三十一日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した場合に適用されます。

6 固定資産税の特例措置の拡充・延長

中小企業が新たに投資した設備については、自治体の条例に沿って投資後三年間、固定資産税がゼロ以上二分の一以下で市町村が定める割合とされる固定資産税等の軽減措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援す

経済産業省資料

〈表2〉減額対象と減額幅

令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

る観点から、適用対象に事業用家屋と構築物を追加するとともに、適用期限が令和五年三月三十一日まで延長されました。新たに対象とされた事業用家屋は、取得価額の合計額が三〇〇万円以上の先端設備等とともに導入されたもの、また構築物は、旧モデル比で生産性が年平均一%以上向上することが要件です。

7 その他

・新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和二年十二月三十一日までに居住の用に供

することができなかった場合等については、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものとみなし、住宅ローン控除が受けられる適用要件の弾力化が図られています。

・公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対する特別な貸付けに係る契約書の印紙税が非課税とされています。

・政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権の放棄を令和二年二月一日から三年十二月三十一日までの間にした場合には、放棄した金額(上限二〇万円)について寄附金控除(所得控除又は税額控除)が適用できます。

・自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を一%軽減する特例措置の適用期限を六カ月延長し、令和三年三月三十一日までに取得したのも対象となります。

暑中のご挨拶

暑中お見舞申し上げます。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が世界中に拡大・蔓延し、日本でも夏に開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックが延期され、4月16日には全都道府県へ緊急事態宣言が出されました。その後、咳エチケットや手洗い・うがいの励行、不要不急の外出及び「三密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)が重なる状況の回避、店舗・施設への休業要請などの感染症対策の徹底等で、緊急事態宣言は5月25日に全面解除されました。政府では、実質無利子・無担保融資制度の融資枠拡充など金融支援措置を盛り込んだ緊急経済対策や、申告期限の延長や納税猶予の特例措置などの税制改正を行いました。休業・自粛による社会経済への打撃は、リーマンショック時以上と言われており景気の回復にはかなりの時間が必要です。政府には、継続的な各種施策・支援の実施が望まれます。

さて、今年4月から働き方改革関連法により、中小企業の時間外労働の上限について、月45時間(年360時間)を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働を含む)、複数月平均80時間(休日を含む)を限度に設定する必要があります。違反した場合には罰則規定がありますので、事業者としては、従業員の労務管理にも注意したいところです。

皆様方のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

リビング・ニーズ特約に基づく生前給付金

生命保険契約の特約のうち、「リビング・ニーズ特約」という約定があります。

リビング・ニーズ特約とは、その生命保険契約の被保険者の余命が6カ月以内と診断されたことなどを支払事由として、生前に被保険者に死亡保険金の一部が給付される特約ですが、その生前給付金に所得税は課税されません。

被保険者の余命が6カ月以内と判断されたことなどを支払事由とし、死亡を支払事由としていないことから、重度の疾病に基因して支払われる保険金として、「身体の傷害に基因して支払われる」保険金に該当するものとされることから、その生前給付金は非課税所得とされます。

なお、生前給付金の支払を受けた後にその受取人である被保険者が死亡した場合には、その受けた給付金に未使用のものがあれば未使用部分については、本来の相続財産として相続税の課税対象となります。

人間ドック費用の取扱い

会社が、社内規程を設け役員及び使用人の健康管理の目的で、年齢三五歳以上の希望者の全てに人間ドックによる検診を実施し、その検診料を会社で負担することとした場合、会社が負担した検診料相当額は、役員及び使用人に対する給与として源泉所得税を課税すべきでしょうか。

法令の規定では、役員及び使

用人の健康管理の必要から、会社に対し、一般的に実施されている人間ドック程度の健康診断の実施が義務付けられていることなどから、一定年齢以上の希望者は全て検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者の全てを対象としてその費用を負担する場合には、給与としての課税は不要とされています。ただし、特定の役員のみ費用を負担するような場合には課税問題が生じます。

二〇〇万円減少するものとします。
 売掛と手形だけに限定して考えれば、売掛金・受取手形の額（八四〇万円）と買掛金・支払手形の額（二六四万円）の差額である五七六万円だけ資金は少なくて済む計算です。
 しかし現実には、売上が減少するような事態では赤字となります。売上が減少するまでは、なんとか赤字は出していないかったとしても、これまで二〇〇万円の（減少した）売上でカバーしてきた経費一四〇万円分前後の赤字が予想されます。売上の減少に見合って原材料の仕入は少なくなってきましたが、その他の諸経費は同じように掛かるからです。
 表3の事例では、企業努力により経費を節減し、三カ月後には赤字を解消する前提で、赤字の額を四二〇万円とみています。
 また、割引手形がマイナスとなっていてるのは、売上が減少し、割引引く手形も少なくなるからです。そして、このような状態では、すでに手形は全額割引しているからです。

〈表2〉売上が増加するときの必要運転資金

販売条件

- ① 売上は、月 200 万円増加する見込み
- ② 売掛金の期間は、1.5 カ月（月末締め、翌月末支払い）
- ③ 売掛金の決済は、現金 10%、受取手形 90%、手形のサイトは 3 カ月

仕入条件

- ① 原材料費は売上の 30%
- ② 買掛金の期間は、1.7 カ月（毎月 25 日締め、翌月末支払い）
- ③ 買掛金の決済は、現金 10%、支払手形 90%、手形のサイトは 3 カ月

売掛金	300	増加額	200 × 売掛期間 1.5 カ月
受取手形	540	増加額	200 × 手形での受取る割合 90% × 受取手形サイト 3.0 カ月
計 (A)	840		
買掛金	102	材料の仕入増加額 (売上増)	200 × 原材料費率 30% × 買掛期間 1.7 カ月
支払手形	162	仕入増加額 (売上増 200 × 30%)	× 手形で支払う割合 90% × 支払手形サイト 3.0 カ月
計 (B)	264		

(単位：万円)

必要運転資金 = (A) - (B) = 576 万円

(注) 売掛金や買掛金の平均滞留期間 (サイト) は、最長日数と最短日数との平均で算出する。

例えば原材料費の場合、今月末に決済されるのは前々月の 26 日の仕入 (掛け期間は 2.2 カ月) と前月 25 日の仕入です (この買掛期間は、前月 26 日から当月末までの 1.2 カ月)。(2.2 カ月 + 1.2 カ月) ÷ 2 = 1.7 カ月

〈表3〉売上が減少するときの必要運転資金

売掛金	- 300	減少額	200 × 売掛期間 1.5 カ月
受取手形	- 540	減少額	200 × 手形での受取る割合 90% × 受取手形サイト 3.0 カ月
計 (A)	- 840		
買掛金	- 102	材料の仕入減少額 (売上減)	200 × 原材料費率 30% × 買掛期間 1.7 カ月
支払手形	- 162	仕入減少額 (売上減 200 × 30%)	× 手形で支払う割合 90% × 支払手形サイト 3.0 カ月
割引手形	- 540	受取手形の減少から割引する手形がない	
長期借入金の返済	- 300	1 年間の返済額 (仮定)	
赤字額	- 420	140 (売上 200 - 原材料 60) × 3 カ月	これまで赤字が出ない程度であったが、売上減から赤字となる
計 (B)	- 1524		

(単位：万円)

必要運転資金 = (A) - (B) = 684 万円

事業継続力強化計画認定制度

自然災害などにかかる防災・減災対策に取り組む中小企業が、その取組を「事業継続力強化計画」としてとりまとめ、経済産業大臣が認定する制度で、昨年7月から開始されています。

同計画の記載項目は、事業継続力強化計画基本方針に沿って、①計画の目標、②ハザードマップなどを活用した自然災害などにおけるリスクの認識と被害想定策定、③発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定、④ヒト・モノ・カネ・情報などを守るための事前対策、訓練などの実行性の確保に向けた取組などを記載します。また、複数の中小企業が連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」の認定を受けることもできます。

同様のものとしてこれまでもBCP（事業継続計画）がありましたが、計画の策定が難しく企業からハードルが高いと認識さ

れ、浸透しませんでした。これを教訓に真に必要な部分だけでも、事前対策の計画に取り組んでもらうためにできたのが同計画の認定制度で、申請書はA4で4枚程度と比較的簡易なもので申請することができるようになりました。

認定を受けた中小企業には、金融支援として低利融資、信用保証枠の拡大等のほか、補助金（ものづくり補助金、持続化補助金）の優先採択が、税制措置としては防災・減災のために取得等をした自家発電機、排水ポンプ等の「機械装置」や、制震・免震ラック等の「器具備品」、防火シャッターや排煙設備等の「建物附属設備」について特別償却制度が適用されます。また、認定されると、中小企業庁のホームページ上に地域ごとにファイルを分け、都道府県別のシートに事業者名が公表されるほか、認定ロゴマークを活用でき、会社案内や名刺での認定のPRが可能です。

なお、今年4月末日時点での計画の認定件数は累計5,920件に達しています。

トキ消費

「モノ消費」、「コト消費」の次の潮流は「トキ消費」ではないか、と大手広告会社のH社は指摘します。

同社は「トキ消費」を“同じ志向を持つ人たちと一緒に、その時（トキ）、その場でしか味わえない盛り上がりを楽しむ消費”と定義しています。

例えば、札幌のヨサコイ祭り。見知らぬ各人、各団体が集まり、見知らぬ同士でも一緒に記念撮影などをして盛り上がりを共創します。

2010年代、ソーシャルメディアが浸透すると、様々な体験がインターネット上で受発信可能に。まるで誰かの体験でも、自分でも体験したい、できそうだという環境が生じてきました。そして、その体験を疑似的なものに終わらせたくない、その時その場に存在することに新たな価値を見出します。

今後、「トキ消費」は発展していくと思われる。

非常識の力

自分たちの信じている常識以外のことを「非常識」といいます。そして「非常識」には、その存在を知っていても好ましいことを認めたくない意識がある。要するに、常識とは過去の成功事例の集まりのことです。あくまでも過去の成功であって、現在や未来の成功ではありません。従って、世の中の価値観が変われば、もはや成功と言えな

くなることも出てきます。「良い会社である」、「社員が勤勉な者が多い」、「常識の塊」のように全員が揃って働く。この良い会社には、すでに世の中に広く存在しているものが多く、新たな価値観を盛り込めるでしょうか。さらに、失敗しても常識の範囲内での処理で原因がよく分からない。「非常識」を認めてこそ、次の時代を切り開く力を持つのではないのでしょうか。

平均賃金の概要と算出方法



労働基準法では、一定事由が生じたときに支払う手当や補償額などを算出する際の基準になるものとして「平均賃金」が規定されています。

今回は、平均賃金を用いるのはどのようなときか、また、具体的な算出はどのように行うのかをご説明いたします。

一 平均賃金の算定事由

労働基準法において、平均賃金は次の事由が生じたときに用います。

(一) 解雇予告手当(同法二〇条)

① 原則
労働者を解雇する場合の解雇予告に代えるときは、平均賃金の三十日分以上を支払わなければなりません。

② 予告日数の短縮
予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができます(例えば、解雇日の二十日前に解雇予告をし、十日

分の解雇予告手当を支払う等)とされています。

(二) 休業手当(同法二六条)

① 原則
使用者の責めに帰すべき事由により労働者を休業させる場合、一日につき平均賃金の六割以上の手当を支払わなければなりません。

② 一部休業のとき

一日のうち一部を休業させた場合は、労働した時間の割合で賃金が支払われている場合であっても、その額が平均賃金の六割に達しないときは、平均賃金の六割と実際に支払われた賃金額との差額を支払う必要があります。

(三) 年次有給休暇中の賃金(同法三九条)

年次有給休暇中の賃金は、次のうちいずれかを就業規則等に定め、それに基づき算出します。算出方法の一つとして平均賃金を用いられます。

① 平均賃金

② 所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金

③ 健康保険法の標準報酬日額(標準報酬日額を用いるときは、労使協定の締結が必要です)

(四) 災害補償(同法七六条から八二条)

労働者が業務災害を被ったときに、平均賃金を用いて労働者に対する補償額を算出します。

例えば、休業補償は一日につき「平均賃金の六割」、障害が残ったときは障害の程度に応じた一時金として「平均賃金の五〇日分から一三四〇日分」、死亡災害が発生したときの遺族への補償は、「平均賃金の千日分」のように災害補償額を算出します。

ただし、同一の業務災害に対し、労働者災害補償保険法による災害補償が行われるときは、使用者は、災害補償の責任を免れることとされています(同法八四条)

(五) 減給制裁の制限額(同法九一条)

労働者が違反行為をしたこ

とに対して減給による制裁を行うときは、「その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の一〇分の一を超えてはならない。」とされ、違反行為一回あたりの減給額の上限を求める際に平均賃金を用います。

二 平均賃金の計算

(一) 原則の計算方法

平均賃金は、「これを算定すべき事由の発生した日以前三か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額」とされています(同法一二条)。

式に表すと「三か月間の賃金総額/三か月間の暦日数」となります。

それでは個別の注意点等を見ていくことにします。

① 「算定すべき事由の発生した日」

各事由の算定事由発生日は、次の日を行います。

- ・ 解雇予告手当：労働者に解雇の通告をした日
- ・ 休業手当、年次有給休暇中

の賃金：休業日、年次有給休暇取得日（二日以上）の期間にわたる場合は、その最初の日）
・ 災害補償：事故発生日または診断によって疾病が確定した日

・ 減給の制裁：制裁の意思表示が相手方に到達した日

② 「以前三か月」

算定事由の発生した日は含まず、その前日から遡って三か月の賃金額と日数を使用します。賃金締切日がある場合は、直前の賃金締切日から遡って三か月となります。

賃金締切日に事由が発生した場合は、その直前の締切日から遡及します。

③ 「賃金の総額」

原則として、三か月間に支払われたすべての賃金額を用います。

年次有給休暇中の賃金や通勤手当（六か月通勤定期など複数月分が払われているときは、その月数で除して一か月ごとに支払われたものとして算出）等も含まれ、また、現実に支払われた賃金のほか賃金の支払いが遅れている場合は、未払い賃金

を含めて計算します。

なお、次の賃金については賃金総額から控除します。

・ 臨時に支払われた賃金（結婚手当、私傷病手当、加療見舞金、退職金等）
・ 三か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

なお、賞与であっても三か月ごとに支払われる場合は平均賃金の計算に含まれます

・ 労働協約で定められていない現物給与

④ 「その期間の総日数」
計算式の分母は、「実労働日数」ではなく「歴日数」を用いる点にお気を付けください。

例えば、四月一日から六月三十日の三か月間の平均賃金を求めるときは、分母に九一日（三十日＋三十一日＋三十日）を用いて算出します。

したがって、三か月間の給与総額が同額でも、算出月により平均賃金が異なることがあります。

⑤ 賃金と日数の除外
平均賃金の算定をする三か月間に次の期間がある場合は、その間に支払われた賃金額と日数

を除いて算出します。

・ 業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業した期間
・ 産前産後休業期間

・ 使用者の責めに帰すべき事由によって休業した期間
・ 育児、介護休業期間

・ 試みの使用期間

(二) 最低保障

賃金が時間額や日額、出来高給で決められ労働日数が少ない場合には、平均賃金が著しく低くなるため、最低保障の計算も定められています。

最低保障の金額は「三か月間の賃金総額／三か月間の労働日数×六〇％」により求め、(一)の原則どおりの計算式と(二)の最低保障による計算式により求めたもののうち、いずれか高い方がその者の平均賃金とされます。

最低保障の計算式は、分母に「歴日数」ではなく「労働日数」を用いることと、「賃金総額／労働日数」で求めた額の「六〇％」としていることが注意点です。

(三) 端数処理

平均賃金を算出する際に、端数が生じたときは「銭未満を切

捨て」します。

また、それにより求めた手当額等に円未満の端数が生じたときは、「五〇銭未満を切捨て、五〇銭以上を切り上げ」します。

(四) 計算例

平均賃金とそれを用いた休業手当の計算を行ってみましょう。

〈事例〉・8月25日に使用者の都合により休業をさせた(休業手当支払い)
・月給275,000円、通勤費6,330円、賃金締日は20日
平均賃金 $843,990 \text{円} \div 92 \text{日} = 9,173 \text{円} 8043 \dots \rightarrow 9,173 \text{円} 80 \text{銭}$
※「843,990円」と「92日」の内訳
5/21～6/20 (31日) …281,330円
6/21～7/20 (30日) …281,330円
7/21～8/20 (31日) …281,330円 合計 843,990円、92日
休業手当 1日あたり5,504円以上(円未満四捨五入)
※内訳 $9,173 \text{円} 80 \text{銭} \times 0.6 \times 1 \text{ (休業日数)} = 5,504.28 \text{円}$
※「0.6」…休業手当は平均賃金の6割以上〔本文(二)参照〕

任意継続健康保険者の保険証発行（協会けんぽ）

健康保険には、被保険者の資格を喪失した後も継続して被保険者となることができる制度（任意継続被保険者）があります。

任意継続被保険者は、在職中に使用していた健康保険被保険者証（以下「保険証」と表記）は返却し、新たな保険証の交付を受けることとなります。

しかし、手続きについては、事業主が日本年金機構に資格喪失届を提出し、そのデータを協会けんぽが確認した後に交付されていたため、交付までに期間を要することが生じていたことから、昨年秋よりこの取り扱いが変更されています。

具体的には、事業主が作成した退職証明書等を添付（※）して任意継続被保険者の資格取得申出書を提出する（被保険者になるようとする者が住所地を管轄する協会けんぽに対して行う）ことにより、協会けんぽ

による資格喪失データの確認を待たずに交付することが可能となっています。

（※）添付する書類

退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、健康保険被保険者資格喪失届写し等、資格喪失の事実が確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類（参考）

任意継続被保険者となるためには次の2つの要件を満たす必要があります。

- ① 資格喪失日の前日までに「継続して2か月以上の被保険者期間」がある。
- ② 資格喪失日から「20日以内」（20日目が営業日でない場合は翌営業日）に申請。

保険料は、在職中と異なり事業主負担分がないため全額（上限あり）を被保険者が負担します。

また、原則として在職中と同様の保険給付を受けることはできますが、傷病手当金・出産手当金は、任意継続被保険者には支給されません（資格喪失後の継続給付の要件を満たしている場合を除く）。

テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

テレワークに関する様々な情報を得るためのWEBサイトとして「テレワーク総合ポータルサイト」が厚生労働省により運営されています（同サイト名で検索することで見つけることができます）。

サイトには、効果・効用、導入事例、導入に伴う助成金情報、Q & Aのほか、導入・運用のガイドブックなど数々の参考資料（サイト内の「関連情報」にあります。）が公開されています。在宅勤務者とのコミュニケーション、テレワーク時の労働時間や業務管理など、社内勤務時にはなかった課題が発生することもあります。

これから導入を考えている企業のほか、既に導入済であって運用方法の見直しや改良を行う企業の方にとっても参考になり得る情報が掲載されていますので、ぜひご活用ください。また、「テレワーク相談センター」として、電話またはメールによる無料相談の窓口も設けられています。

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険の特例

自己都合で退職をした者が失業中の給付（雇用保険）を受けられる場合、通常は三か月の給付制限期間が設けられます。

しかし、今年二月二十五日以降に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う次の理由（一部簡略化して記載しています）などに該当したことにより、離職した場合は「特定理由離職者」として、給付制限を適用しない

こととされました。

- ・ 同居の家族が感染し、看護、介護が必要となったこと等
 - ・ 本人の職場で感染者が発生した、妊娠中や高齢であることを理由に感染拡大や重症化防止の観点から離職した等
 - ・ 子の養育が必要であること
- 問い合わせ窓口は、ハローワークです。



生産緑地法



生産緑地の指定

第2次ベビーブームの頃、宅地化へのニーズの高まりと都市の計画的な整備を両立させるため、都市計画法が制定されました。

この法律では、宅地化を進める「市街化区域」と、市街化を抑制して緑地を残す「市街化調整区域」に分けられました。ただし、市街化区域でも従来から農業を続けている人も多くあり、農地として維持することについての要望が強かったことや、社会的な要請として市街地にも一定の緑地を保全することが求められていました。そこで市街化区域に特別に緑地を残すため、1974年に生産緑地法が制定されました。

生産緑地の改正

1974年に制定された生産緑地法では、対象となる農地の面積が第1種生産緑地では1ha(1万㎡)、第2種生産緑地では0.2ha(2千㎡)でした。生産緑地地区は農地所有者の同意を得て指定されますが、面積要件が厳しく、実際に生産緑地地区の指定を受けることができたのは、市街化区域にある農地の数パーセントしかなかったと言われています。

そこで1992年に法律が改正され、面積要件が500㎡に緩和されました。生産緑地地区に指定されると、

固定資産税は宅地ではなく農地課税が適用されることや、相続税などの納税猶予制度を適用することができるなどのメリットがあります。一方で、農地としての管理が義務付けられ、30年間は営農以外の行為が制限されます。営農に関係のない建築物や宅地造成はできなくなります。ちなみに、1992年に改正される前は、第1種が指定を受けてから10年後に、第2種が5年後に生産緑地を転用して売却することが可能でした。

2022年問題

1992年の改正によって生産緑地の指定を受けたのは、全国で約1万5,000haでした。それが2015年には約1万3,000haとなっていて、生産緑地は概ね保全されているといえます。

ただし、生産緑地の約80%が2022年に営農以外の行為が制限されている30年の期限を迎えます。そうすると所有者は市町村に対して生産緑地の買い取りを請求することができます。市町村が買い取らない場合でも転用や売却が可能になり、土地の供給過多により不動産価格の暴落が予想されます。これを、『生産緑地の2022年問題』といいます。そこで、2018年に生産緑地法が改正され、「特定生産緑地制度」が創設されました。この特定生産緑地

制度は、生産緑地地区において都市計画が決定されてから30年を経過すると、指定を受けられません。

2018年改正の内容

2018年改正では、特定生産緑地に指定されると、買い取りの申出ができる期日を10年延長することができます。さらに10年後には、延長も可能になりました。

面積要件も緩和され、市区町村が条例を定めれば、面積要件を300㎡まで引き下げることができます。生産緑地での建築などの行為について、従来は温室や農業用倉庫といった、生産に直接関係のあるものしか設置できなかったのが、直売所や農家レストランなどの設置も可能になりました。

特定生産緑地の指定を受けると、従来の生産緑地に適用されていた税制優遇措置も継続されます。ここでネックとなるのが営農の継続です。後継者がいないため宅地に転用することを選択するケースも増えてくることが想定されます。そこで、「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」が制定されました。この法律に基づいた賃貸借であれば、税制優遇措置も継続されます。

特定生産緑地制度が導入されたことで、引き続き生産緑地が保全されて、良好な都市環境の形成が図られることが期待されます。

メタボリック シンドロームとは

内臓脂肪型肥満をきっかけに高血糖や脂質異常、高血圧の状態になることを「メタボリックシンドローム(メタボ)」と言います。日本では、腹囲が男性では85cm以上、女性では90cm以上の人で、脂質異常・高血糖・高血圧のうち2つ以上に該当する人をメタボと診断しています。そして、脂質異常は中性脂肪とHDLコレステロールの値で、高血糖は空腹時血糖値で、高血圧は最高血圧と最低血圧で判定します。

平成20年から、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査と特定保健指導の実施が、40歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者と被扶養者を対象に義務付けられました。メタボは、お腹周りが出ているという見た目の特徴はありますが、基本的に自覚症状はほとんどありません。ところが内臓脂肪が蓄積すると動脈硬化が進行していきます。日本人の三大死亡原因は、①悪性新生物(がんなど)、②心疾患(心臓病など)、③脳血管疾患(脳卒中など)ですが、動脈硬化が進行すると、心疾患や脳血管疾患を引き起こします。

メタボの状態は、自覚症状のないままある日突然、心筋梗塞や脳卒中などの病気を発症して死に至るか、重大な後遺症を抱えることになる、危険な状態といえるでしょう。



健康維持のポイント

「女は筋肉 男は脂肪(集英社新書)」の著者である早稲田大学スポーツ科学学術院名誉教授の樋口満氏によると、女性は筋肉をつけることを、男性は脂肪を減らすことが健康維持のポイントだそうです。

無理なダイエットをすると、拒食症などの摂食障害を引き起こすリスクが高まります。摂食障害の患者数は日本だけではなく世界的に増加しています。無理な減量を続けると、骨密度の低下など深刻な健康障害を招きかねません。女性は男性に比べて骨粗鬆症になりやすいことから、太っていることよりも筋肉が少ないことのほうが問題だと、樋口氏は指摘しています。

一方、男性は脂肪を減らすこと、肥満の解消が重要です。女性にも肥満の人はいますが、問題は体脂肪が付く場所です。女性は皮下脂肪に、男性は内臓脂肪に体脂肪が蓄積する傾向にあります。内臓脂肪は生活習慣病の発症リスクを高めま

すが、皮下脂肪型肥満の人には生活習慣病の症状はあまり見られないようです。

筋肉を増やす ・脂肪を減らす

樋口氏は前述の本の中で、筋肉を増やす運動や内臓脂肪を減らす運動を紹介しています。

筋肉の機能を高めて体力を向上させるには、トレーニングが最も有効です。ただし、トレーニングの効果はすぐに出るものではなく、個人差はありますが2~3か月はかかります。従って、トレーニングを一度に30分間行うよりも6分間を5回に分けて行うなどが長続きするコツです。また、トレーニングといってもハードなものをする必要はなく、適切に筋肉を使っただけという意識で行う方が良いでしょう。

内臓脂肪を減らすには、有酸素運動が効果的です。有酸素運動とは、筋肉に継続的に酸素を取り込み、筋肉内の糖質や脂肪を分解して筋肉の収縮エネルギーを生み出す運動です。有酸素運動の定番はウォーキングですが、ややきつと感じる「サッサカ歩き」3分間と息を整える「ゆっくり歩き」3分間を交互に繰り返す「インターバル速歩」は、より効果的だそうです。

筋トレにしても有酸素運動にしても、体に痛みを感じるときや気分がすぐれないときなどは無理をしないことと、水分補給を忘れずに行うことが重要です。

8月8日は「そろばんの日」

1968年に全国珠算教育連盟が、そろばんの普及と優れた機能をアピールするため、8月8日を「そろばんの日」と制定しました。そろばんを使う時に鳴るパチパチという音から8月8日としたようで、全国珠算教育連盟では毎年8月8日に、全日本珠算選手権大会を開催しています。なお、今年の大会は中止となっています。

そろばんの歴史は、約5,000年前のメソポタミア地方で土や砂の上に線を引き、そこに小石を置いて計算をしたのが始まりと言われています。日本には、1570年代に中国から伝わってきたようです。中国のそろばんというと五玉2つ一玉5つが一般的で、日本でも最初は同じでした。それから改良がなされ、昭和10年の小学校の教科書の改訂で五玉1つ一玉4つのそろばんが良いと指示されて、今のような形になりました。

そろばんを使って計算をすることで、集中力や観察力などの様々な能力を向上させる効果があるようです。千葉県のある小学校では、集中力をもって授業に入れるようにするため、授業前の10分を朝のそろばん練習に当てています。朝のそろばん練習について、熱心に行っているグループとあまり熱心に行っていないグループについてアンケート調査をしたところ、熱心に行っているグループはそろばん練習の後すっきりした気持ちになることや、そろばん以外の科目についても高い集中力を示すことがわかりました。

そろばんを教育に取り入れる動きは国内に限らず海外にも広がりを見せています。例えばハンガリーでは、小学校1、2年生の算数の授業で、毎回10～15分間をそろばんのために使っています。このような動きはアメリカやブラジルなど世界20カ国以上に普及しており、そろばんの生みの親の中国でも、日本のそろばんを導入しているようです。

リベイク

全国のパン屋から直接パンを購入することができる、パンの通販サイト「rebake(リベイク)」があります。近所のお店でなくても気軽にパンを購入することができるように、北海道から沖縄まで、250以上の店舗が登録されています。

リベイクでは、「ロスパン」というカテゴリーがあります。ロスパンとは、天候などの影響によってパン屋でやむを得ず売れ残ってしまったパンのセットを言います。ロスパンを扱うことで、廃棄されるパンの削減に貢献しています。日々のパンの売れ残り状況によって配送されるかが決まるので、注文してから1か月以上待つ場合もあるようです。

全国の250以上の店舗がこのサイトに登録されていて、なかにはロスパンの購入について40人以上待ちの店舗もあります。もちろん、ロスパン以外の商品も扱っています。

チバニアン

地球では、方位磁石の指すN極とS極が逆転する「地磁気の逆転」現象がたびたび見られます。最後にこの現象が起きたのが約七十万年前で、名前が定まっています。

茨城大学の岡田誠教授の研究チームが、千葉県市原市にある地層「千葉セクション」に、この時の地磁気逆転の痕跡を見つけ、国際学会に申請していま

た。そして今年一月に韓国・釜山で開催された国際学会で、地質年代の新しい名称として「チバニアン」が承認されました。

千葉セクションを調査することで、地磁気逆転によって地表や気候にどのような変化が起きたか解明できる可能性があります。また日本の地名に由来した地質年代の名称が誕生するのは初めてのことで、地質学の普及や学校教育への波及効果などが期待されています。